

雇 用 こうち 2026

労働市場月報 (2月分)

令和 8 年 4 月号 No.693



(大豊町 定福寺)

〈今月の記事〉

- ・ 2月雇用動向 1~10
- ・ 「ユースエール・もにす認定通知書交付式」を行いました。 11
- ・ 令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内 12
- ・ 令和8年度の労災保険率等について~令和7年度と同率です~ 13~14
- ・ 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます! 15~16

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/>)

最近の雇用失業情勢（令和8年2月分）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、改善の動きにやや弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。
- 有効求人倍率（季節調整値）は1.15倍で、前月に比べ0.04ポイント上回り、4か月連続の増加となった。
- 新規求人倍率（季節調整値）は2.08倍で、前月に比べ0.17ポイント上回り、2か月ぶりの増加となった。
- 正社員有効求人倍率（原数値）は0.91倍で、前年同月に比べ0.02ポイント上回り、2か月ぶりの増加となった。
- 新規求人数（原数値）は5,991人で、前年同月に比べ▲84人（▲1.4%）減少し、2か月連続の減少となった。
- 新規求職者数（原数値）は2,812人で、前年同月に比べ▲438人（▲13.5%）減少し、4か月連続の減少となった。

1 有効求人倍率

- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.45倍、須崎所1.20倍、四万十所0.83倍、安芸所1.19倍、いの所0.77倍となり、高知所、須崎所、安芸所、いの所で前年同月を上回り、四万十所では下回った。

2 求人の動き（原数値）

- 新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業で運輸業、郵便業（71人、37.8%）、公務、その他（295人、33.0%）など3業種が増加、生活関連サービス業、娯楽業（▲30人、▲17.8%）、教育、学習支援業（▲248人、▲48.9%）、医療、福祉（▲53人、▲3.6%）など10業種で減少となった。
- 有効求人数は15,848人で前年同月比▲7人（▲0.0%）減少、33か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求人数は6,868人で、前年同月に比べ▲159人（▲2.3%）減少。有効求人全数に占める割合は43.3%で、前年同月を▲1.0ポイント下回った。

3 求職の動き（原数値）

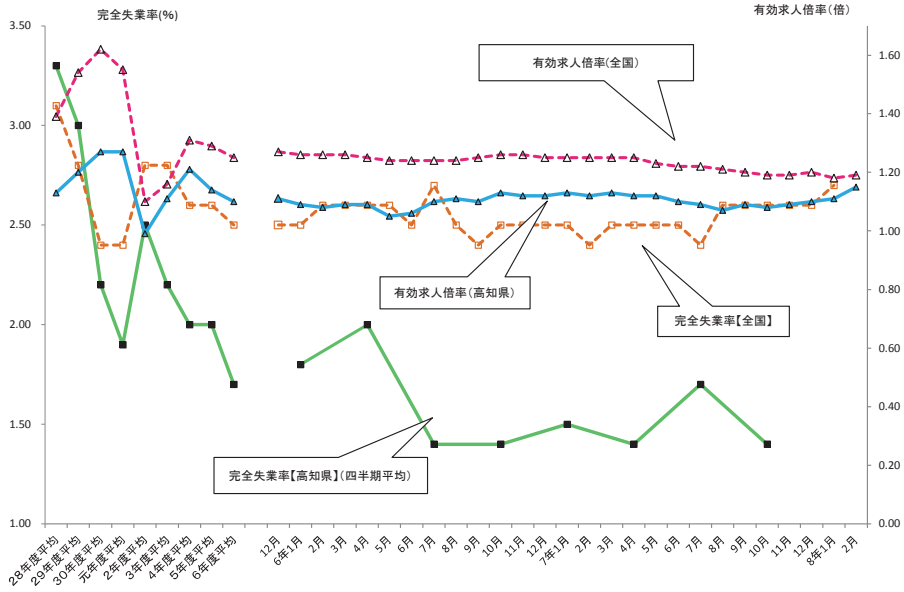
- 新規常用求職者数（パートを含む）2,785人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は▲381人（▲23.9%）の減少、離職者は▲55人（▲3.8%）の減少、無業者は▲10人（▲4.8%）の減少となった。また、離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は▲73人（▲20.1%）の減少、自己都合離職者は28人（2.8%）の増加となった。
- 有効求職者数は、12,567人で前年同月に比べ▲276人（▲2.1%）減少し、2か月ぶりの減少となった。
- 正社員有効求職者数（パートを除く常用）は、7,521人で前年同月に比べ▲377人（▲4.8%）減少。有効求職全数に占める割合は59.8%で、前年同月を▲1.7ポイント下回った。

4 就職の状況

- 就職件数は、836件で前年同月に比べ▲75人（▲8.2%）減少となり、5か月連続の減少となった。
就職率は29.7%となり、前年同月を1.7ポイント上回った。
- 正社員就職件数は、319件で前年同月に比べ17件（5.6%）増加し、就職件数全体の38.2%となった。

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

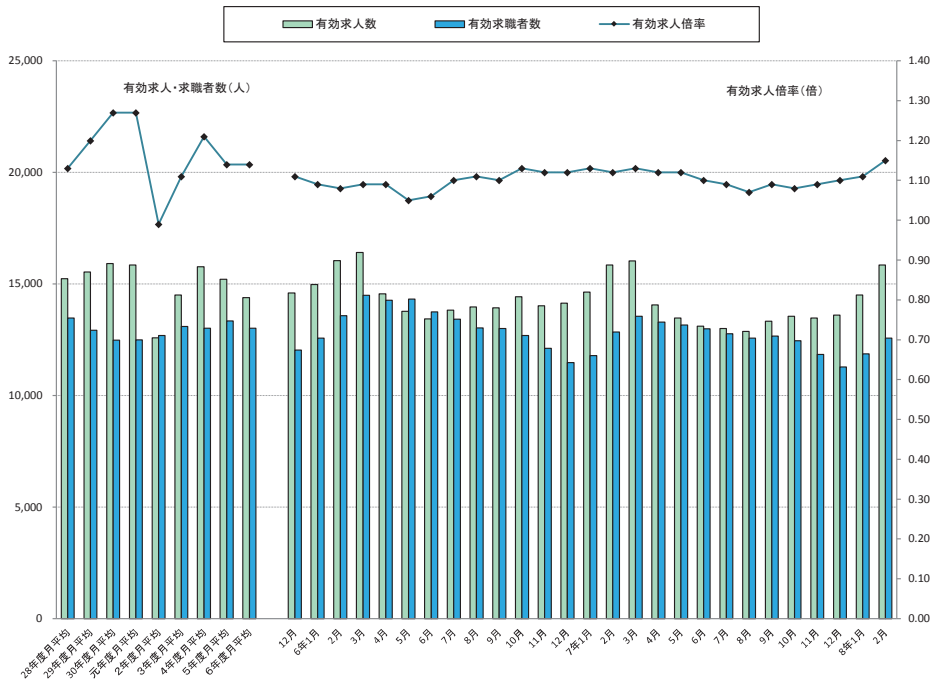
高知県有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



	28年度平均	29年度平均	30年度平均	元年度平均	2年度平均	3年度平均	4年度平均	5年度平均	6年度平均	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	
有効求人倍率(高知県)	1.13	1.20	1.27	1.27	0.99	1.11	1.21	1.14	1.10	1.11	1.09	1.08	1.09	1.09	1.05	1.06	1.10	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.13	1.12	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.08	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15
有効求人倍率(全国)	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.18	1.19	
完全失業率(高知県)	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	2.0	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
完全失業率(全国)	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.7	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7

(注1) 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(セサス局法Ⅱ(X-12-ARMA)による)。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
 (注2) 完全失業率(全国)の年度は、年度平均を記載。各月は季節調整値で、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
 (注3) 完全失業率(高知県)の年度平均は年平均、各月は四半期平均。令和6年12月以前の数値は、再計算を行い一部改定されている。(完全失業率資料出所: 総務省統計局「労働力調査」)
 (注4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

高知県有効求人倍率(季節調整値)・有効求人数・有効求職者数(原数値)の推移



	28年度月平均	29年度月平均	30年度月平均	元年度月平均	2年度月平均	3年度月平均	4年度月平均	5年度月平均	6年度月平均	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月
有効求人数	15,237	15,539	15,914	15,852	12,584	14,505	15,769	15,214	14,383	14,596	14,979	16,044	16,410	16,551	13,775	13,439	13,831	13,963	13,927	14,425	14,017	14,143	14,636	15,855	16,030	14,059	13,473	13,106	13,000	12,873	13,324	13,551	13,475	13,609	14,500	15,848
有効求職者数	13,467	12,925	12,485	12,492	12,691	13,088	13,016	13,345	13,020	12,031	12,569	13,576	14,486	14,266	14,322	13,748	13,418	13,035	13,003	12,685	12,113	11,476	11,787	12,843	13,546	13,284	13,165	12,987	12,765	12,572	12,663	12,455	11,842	11,277	11,873	12,567

(注1) 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(セサス局法Ⅱ(X-12-ARMA)による)。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
 (注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		(原数値)	常 用	45歳以上	(原数値)	常 用	45歳以上	(原数値)	常 用	(原数値)	常 用
令和4年度		32,943	32,314	18,010	156,189	153,964	86,351	69,408	62,005	189,233	170,737
5		33,276	32,649	19,165	160,138	158,007	91,849	65,713	58,866	182,566	164,480
6		31,929	31,337	19,213	156,238	154,200	92,116	61,724	55,594	172,592	156,933
令和7年2月		3,250	3,231	2,084	12,843	12,712	7,747	6,075	5,266	15,855	13,718
3月		3,065	3,048	1,940	13,546	13,472	8,268	5,239	4,813	16,030	14,126
4月		3,743	3,712	2,488	13,284	13,207	8,208	5,187	4,791	14,059	12,677
5月		2,555	2,529	1,598	13,165	13,076	8,190	4,584	4,057	13,473	12,328
6月		2,393	2,338	1,455	12,987	12,859	8,087	4,297	3,818	13,106	11,897
7月		2,614	2,422	1,606	12,765	12,472	7,841	4,900	4,438	13,000	11,742
8月		2,191	2,151	1,272	12,572	12,259	7,660	4,584	4,278	12,873	11,865
9月		2,428	2,402	1,416	12,663	12,379	7,647	4,631	4,175	13,324	12,312
10月		2,464	2,435	1,430	12,455	12,333	7,414	4,997	4,546	13,551	12,474
11月		1,935	1,919	1,182	11,842	11,749	7,055	4,653	4,286	13,475	12,442
12月		1,827	1,800	1,105	11,277	11,190	6,730	4,860	4,287	13,609	12,394
令和8年1月		2,959	2,895	1,798	11,873	11,748	7,092	5,781	4,942	14,500	12,885
2月		2,812	2,785	1,812	12,567	12,428	7,618	5,991	5,410	15,848	14,065
増減比	前 月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前年同月	▲ 13.5	▲ 13.8	▲ 13.1	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 1.4	2.7	▲ 0.0	2.5
安 定 所 別	高 知	1,780	1,765	1,136	8,088	8,041	4,737	4,537	4,073	11,736	10,376
	須 崎	174	173	109	823	811	544	291	248	984	901
	四 万 十	250	245	167	1,304	1,238	892	341	301	1,077	969
	安 芸	123	119	79	582	574	370	329	321	691	632
	い の	485	483	321	1,770	1,764	1,075	493	467	1,360	1,187

(注1) 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

令和8年2月

(原数值)	E 就 職 件 数				就職率 (実数)	求 人 倍 率 (実 数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
	常 用	県 外	45歳以上	受給者 ^⑩	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効
11,634	10,511	778	6,077	2,972	35.3	2.11	1.21	-	-
11,388	10,370	783	6,466	3,030	34.2	1.97	1.14	-	-
10,787	9,844	809	6,257	2,801	33.8	1.93	1.10	-	-
911	783	54	538	193	28.0	1.87	1.23	1.82	1.12
2,135	2,020	84	1,440	277	69.7	1.71	1.18	2.00	1.13
943	872	81	556	227	25.2	1.39	1.06	1.94	1.12
805	704	91	484	218	31.5	1.79	1.02	1.94	1.12
737	676	82	413	210	30.8	1.80	1.01	1.75	1.10
687	630	64	414	206	26.3	1.87	1.02	1.88	1.09
623	585	59	365	220	28.4	2.09	1.02	1.91	1.07
760	706	62	442	231	31.3	1.91	1.05	1.89	1.09
772	687	54	447	243	31.3	2.03	1.09	1.81	1.08
654	600	69	397	195	33.8	2.40	1.14	2.02	1.09
624	518	52	381	186	34.2	2.66	1.21	2.05	1.10
616	508	70	383	182	20.8	1.95	1.22	1.91	1.11
836	727	59	496	209	29.7	2.13	1.26	2.08	1.15
—	—	—	—	—	—	—	—	0.17 (ポイント)	0.04 (ポイント)
▲ 8.2	▲ 7.2	9.3	▲ 7.8	8.3	1.7 (ポイント)	0.26 (ポイント)	0.03 (ポイント)	—	—
468	399	34	276	132	26.3	2.55	1.45	※	※
59	53	4	28	16	33.9	1.67	1.20	※	※
90	77	10	48	28	36.0	1.36	0.83	※	※
44	42	2	26	15	35.8	2.67	1.19	※	※
175	156	9	118	18	36.1	1.02	0.77	※	※

産業別・規模別新規求人状況

産 業	総			数		
	令和8年2月	令和7年2月	前年同月比 (%)	パートタイム		
				令和8年2月	令和7年2月	
A 農、林、漁業 (01~04)	72	73	▲ 1.4	34	34	
C 鉱業、採石、砂利採取業 (05)	2	2	0.0	1	0	
D 建設業 (06~08)	431	458	▲ 5.9	6	12	
06 総合工事業	220	274	▲ 19.7	3	10	
E 製造業 (09~32)	350	351	▲ 0.3	53	71	
09 食品製造業	58	59	▲ 1.7	22	31	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	18	13	38.5	5	8	
11 繊維工業業	5	2	150.0	2	0	
12 木材・木製品製造業	9	15	▲ 40.0	2	3	
13 家具・装備品製造業	5	2	150.0	0	0	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	38	33	15.2	1	3	
15 印刷・関連業	8	16	▲ 50.0	0	4	
16 化学工業業	15	21	▲ 28.6	10	5	
17 石油製品・石炭製品製造業	0	1	▲ 100.0	0	0	
18 プラスチック製品製造業	25	28	▲ 10.7	4	7	
19 ゴム製品製造業	0	2	▲ 100.0	0	0	
21 窯業・土石製品製造業	23	25	▲ 8.0	0	1	
22 鉄鋼業	6	2	200.0	2	0	
23 非鉄金属製造業	0	1	▲ 100.0	0	0	
24 金属製品製造業	25	24	4.2	2	2	
25 はん用機械器具製造業	11	14	▲ 21.4	0	2	
26 生産用機械器具製造業	30	34	▲ 11.8	2	1	
27 業務用機械器具製造業	16	15	6.7	0	0	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	14	3	366.7	1	0	
29 電気機械器具製造業	11	5	120.0	0	1	
30 情報通信機械器具製造業	0	0		0	0	
31 輸送用機械器具製造業	21	31	▲ 32.3	0	1	
20.32 その他の製造業	12	5	140.0	0	2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	5	6	▲ 16.7	0	0	
G 情報通信業 (37~41)	42	32	31.3	18	10	
39 情報サービス業	20	19	5.3	12	10	
H 運輸業、郵便業 (42~49)	259	188	37.8	50	37	
I 卸売業、小売業 (50~61)	843	867	▲ 2.8	416	399	
50~55 卸売業	137	152	▲ 9.9	32	44	
56~61 小売業	706	715	▲ 1.3	384	355	
J 金融業、保険業 (62~67)	87	100	▲ 13.0	50	52	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	18	24	▲ 25.0	7	4	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	117	116	0.9	53	47	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	235	260	▲ 9.6	155	168	
75 宿泊業	72	76	▲ 5.3	34	45	
76 飲食店	121	138	▲ 12.3	84	91	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	139	169	▲ 17.8	39	56	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	259	507	▲ 48.9	197	440	
P 医療、福祉 (83~85)	1,428	1,481	▲ 3.6	464	517	
83 医療業	680	777	▲ 12.5	174	228	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	748	704	6.3	290	289	
Q 複合サービス事業 (86, 87)	22	24	▲ 8.3	4	4	
R サービス業(他に分類されないもの) (88~96)	494	524	▲ 5.7	196	162	
S, T 公務, その他 (97, 98, 99)	1,188	893	33.0	930	817	
合 計	5,991	6,075	▲ 1.4	2,673	2,830	
事業所規模別	29人以下	3,387	3,321	2.0	1,458	1,372
	30~99人	1,558	1,607	▲ 3.0	582	793
	100~299人	786	729	7.8	441	326
	300~499人	69	27	155.6	44	15
	500~999人	47	82	▲ 42.7	19	53
1,000人以上	144	309	▲ 53.4	129	271	

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものである。

求人・求職・就職バランスシート（パートを含む常用）

令和8年2月

職 業 計	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職（人）			就職件数（人）		
			合 計	男	女	合 計	男	女
職 業 計	1.13	14,065	12,428	5,525	6,891	727	274	453
A 管 理 的 職 業	1.44	36	25	22	3	2	2	0
B 専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	2.04	3,595	1,764	526	1,237	139	37	102
09 建 築 ・ 土 木 技 術 者	7.44	454	61	45	16	4	3	1
10 情 報 処 理 ・ 通 信 技 術 者	0.91	93	102	88	14	1	1	0
12 医 師 ・ 薬 剤 師 等	1.82	62	34	7	27	1	0	1
13 保 健 師 ・ 助 産 師 ・ 看 護 師 等	1.96	930	474	42	432	48	5	43
16 社 会 福 祉 専 門 職 業	2.41	1,069	444	95	349	51	14	37
C 事 務 的 職 業	0.61	1,746	2,884	716	2,164	143	26	117
25 一 般 事 務 員	0.55	1,405	2,550	567	1,980	129	23	106
26 会 計 事 務 員	0.65	115	178	70	108	9	2	7
D 販 売 の 職 業	2.65	1,406	531	232	299	31	15	16
32 商 品 販 売	2.68	923	344	86	258	23	8	15
34 営 業 職 業	1.91	331	173	141	32	8	7	1
E サ ー ビ ス の 職 業	2.17	3,085	1,419	424	994	206	53	153
36 介 護 サ ー ビ ス	2.56	1,252	489	165	324	73	17	56
37 保 健 医 療 サ ー ビ ス	2.81	180	64	16	48	10	1	9
38 生 活 衛 生 サ ー ビ ス	2.26	172	76	12	64	1	0	1
39 飲 食 物 調 理	1.79	714	400	126	273	36	11	25
40 接 客 ・ 給 仕	2.05	393	192	48	144	17	10	7
F 保 安 の 職 業	4.65	423	91	89	2	6	6	0
G 農 林 漁 業 の 職 業	1.30	237	182	128	54	16	7	9
H 生 産 工 程 の 職 業	2.29	1,110	485	319	166	55	37	18
52 製 品 製 造 ・ 加 工 (金 属)	2.70	219	81	79	2	9	9	0
53 製 品 製 造 ・ 加 工 (金 属 以 外)	2.56	448	175	71	104	34	18	16
54 機 械 組 立 の 職 業	1.39	78	56	47	9	2	2	0
55 機 械 整 備 ・ 修 理 の 職 業	3.79	197	52	51	1	2	2	0
59 生 産 関 連 ・ 生 産 類 似	0.77	63	82	45	37	2	2	0
I 輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	1.74	557	320	311	9	28	23	5
61 自 動 車 運 転	1.95	477	244	236	8	25	20	5
64 定 置 ・ 建 設 機 械 運 転	1.28	64	50	49	1	1	1	0
J 建 設 ・ 採 掘 の 職 業	4.15	859	207	203	4	19	18	1
65 建 設 軀 体 工 事	11.88	202	17	17	0	3	3	0
66 建 設 (65 を 除 く)	2.93	135	46	43	3	3	3	0
67 電 気 工 事	2.86	126	44	43	1	1	0	1
68 土 木 作 業	3.90	390	100	100	0	12	12	0
K 運 搬 ・ 清 掃 等 の 職 業	0.46	1,011	2,191	1,255	934	82	50	32
70 運 搬	0.88	305	346	300	46	32	26	6
71 清 掃	1.06	350	329	142	187	19	5	14
73 そ の 他 の 運 搬 等	0.20	295	1,470	798	670	24	15	9

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

正社員の職業紹介状況（パートを除く常用）

年度・月	項目	常用フルタイム新規求職者数	正社員新規求人数	常用フルタイム有効求職者数	正社員有効求人数	正社員就職件数	正社員充足数	正社員有効求人倍率	正社員充足率
	令和4年度		21,427	28,612	98,609	81,277	4,620	4,541	0.82
5		21,349	27,933	99,140	80,678	4,428	4,338	0.82	15.5
6		20,042	28,373	95,126	82,167	4,069	3,966	0.86	14.0
令和7年2月		2,046	2,212	7,898	7,027	302	306	0.89	13.8
3月		1,929	2,388	8,298	7,114	381	370	0.86	15.5
4月		2,166	2,656	8,013	6,968	390	368	0.87	13.9
5月		1,543	2,136	7,766	6,807	326	316	0.88	14.8
6月		1,491	2,121	7,639	6,631	347	329	0.87	15.5
7月		1,564	2,438	7,568	6,514	311	300	0.86	12.3
8月		1,407	2,131	7,476	6,428	287	278	0.86	13.0
9月		1,548	2,280	7,575	6,652	362	353	0.88	15.5
10月		1,576	2,447	7,543	6,683	331	321	0.89	13.1
11月		1,224	2,141	7,138	6,704	287	273	0.94	12.8
12月		1,169	2,517	6,833	6,803	261	249	1.00	9.9
令和8年1月		1,863	2,442	7,192	6,895	280	274	0.96	11.2
2月		1,672	2,103	7,521	6,868	319	306	0.91	14.6
増減比(%)	前年同月	▲ 18.3	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 2.3	5.6	0.0	0.02 (ポイント)	0.8 (ポイント)
安定所別	高知	1,075	1,597	4,950	5,144	201	211	1.04	13.2
	須崎	116	141	480	509	27	27	1.06	19.1
	四万十	145	115	722	471	42	30	0.65	26.1
	安芸	68	70	315	210	14	16	0.67	22.9
	いの	268	180	1,054	534	35	22	0.51	12.2

(注1) 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数

(注2) 充足率=正社員充足数/正社員新規求人数×100

(注3) 常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(注4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

求人・求職・就職バランスシート（正社員）

令和8年2月

職 業 計	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職（人）			就職件数（人）		
			合 計	男	女	合 計	男	女
職 業 計	0.91	6,868	7,521	3,860	3,654	319	163	156
A 管 理 的 職 業	1.42	27	19	17	2	1	1	0
B 専 門 的・技 術 的 職 業	1.57	1,884	1,199	399	799	85	27	58
09 建 築・土 木 技 術 者	9.95	438	44	36	8	4	3	1
10 情 報 処 理・通 信 技 術 者	0.88	78	89	75	14	1	1	0
12 医 師、薬 剤 師 等	4.27	47	11	2	9	0	0	0
13 保 健 師、助 産 師、看 護 師 等	1.71	546	320	38	282	38	5	33
16 社 会 福 祉 専 門 職 業	0.93	275	296	73	223	23	9	14
C 事 務 的 職 業	0.33	642	1,944	539	1,403	45	6	39
25 一 般 事 務 員	0.26	444	1,699	418	1,280	38	5	33
26 会 計 事 務 員	0.49	72	146	64	82	6	1	5
D 販 売 の 職 業	1.43	480	335	193	142	15	12	3
32 商 品 販 売	0.97	164	169	60	109	8	5	3
34 営 業 職 業	1.95	310	159	129	30	7	7	0
E サ ー ビ ス の 職 業	1.52	1,249	823	328	494	64	28	36
36 介 護 サ ー ビ ス	1.93	643	333	134	199	38	14	24
37 保 健 医 療 サ ー ビ ス	2.42	116	48	13	35	8	1	7
38 生 活 衛 生 サ ー ビ ス	0.94	50	53	10	43	0	0	0
39 飲 食 物 調 理	1.22	240	196	96	99	10	7	3
40 接 客・給 仕	1.39	145	104	41	63	5	4	1
F 保 安 の 職 業	4.70	249	53	52	1	4	4	0
G 農 林 漁 業 の 職 業	1.09	99	91	78	13	4	4	0
H 生 産 工 程 の 職 業	1.98	731	370	277	93	35	26	9
52 製 品 製 造・加 工（金 属）	2.69	194	72	71	1	7	7	0
53 製 品 製 造・加 工（金 属 以 外）	1.85	187	101	58	43	19	12	7
54 機 械 組 立 の 職 業	0.84	41	49	41	8	1	1	0
55 機 械 整 備・修 理 の 職 業	4.00	180	45	44	1	1	1	0
59 生 産 関 連・生 産 類 似	0.70	47	67	38	29	2	2	0
I 輸 送・機 械 運 転 の 職 業	1.68	434	258	254	4	23	20	3
61 自 動 車 運 転	1.92	365	190	187	3	20	17	3
64 定 置・建 設 機 械 運 転	1.10	53	48	47	1	1	1	0
J 建 設・採 掘 の 職 業	4.23	804	190	187	3	15	14	1
65 建 設 駆 体 工 事	14.62	190	13	13	0	2	2	0
66 建 設（65 を 除 く）	3.35	134	40	38	2	3	3	0
67 電 気 工 事	2.82	124	44	43	1	1	0	1
68 土 木 作 業	3.76	350	93	93	0	9	9	0
K 運 搬・清 掃 等 の 職 業	0.28	269	957	687	270	28	21	7
70 運 搬	0.65	160	246	216	30	15	13	2
71 清 掃	0.42	46	109	69	40	3	3	0
73 そ の 他 の 運 搬 等	0.09	53	590	396	194	6	3	3

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

パートタイムの状況

項目 年度・月		新規求職 申込件数 (原数値)	新規求人数 (原数値)	月間有効 求職者数 (原数値)	月間有効 求人 数 (原数値)	就職件数 (原数値)	有効求人 倍率(実数) (B)÷(A)
				(A)	(B)		
令和4年度		11,016	28,039	55,973	73,245	5,140	1.31
5		11,439	25,108	59,476	66,402	5,206	1.12
6		11,414	22,275	59,633	59,606	5,008	1.00
令和7年2月		1,192	2,830	4,845	6,061	372	1.25
3月		1,128	2,008	5,211	6,207	1,483	1.19
4月		1,560	1,658	5,234	4,651	400	0.89
5月		994	1,568	5,354	4,403	353	0.82
6月		854	1,405	5,261	4,199	285	0.80
7月		869	1,708	4,946	4,253	266	0.86
8月		755	1,605	4,826	4,301	250	0.89
9月		863	1,520	4,850	4,410	295	0.91
10月		870	1,770	4,836	4,569	323	0.94
11月		699	1,607	4,650	4,470	279	0.96
12月		644	1,527	4,400	4,481	268	1.02
令和8年1月		1,037	2,350	4,592	5,024	256	1.09
2月		1,126	2,673	4,952	6,127	376	1.24
増減 比(%)	前年同月	▲ 5.5	▲ 5.5	2.2	1.1	1.1	▲ 0.01 (ポイント)
安 定 所 別	高 知	696	1,894	3,123	4,232	174	1.36
	須 崎	58	119	332	369	25	1.11
	四 万 十	102	159	520	415	35	0.80
	安 芸	54	249	265	427	25	1.61
	い の	216	252	712	684	117	0.96

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適用 事業所 数	被保険 者 数 A	資 格 取得者 数	資 格 喪失者 数	う ち 事 業 主 都 離 職 数	一 般				高 齢 受給者 数	特 例 受給者 数	基 本 受給率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受給者 実人員
						受 給 決 件 数	受 給 格 定 数	基 本					
								初 回 受給者	受給者 実人員 B				
令和 4 年度	13,746	193,490	31,085	32,114	1,846	8,632	7,190	2,621	200	48	1.3	114	
5	13,588	192,061	30,916	32,027	2,084	8,754	7,288	2,681	205	45	1.4	109	
6	13,295	189,951	28,632	30,608	2,395	8,204	6,944	2,630	217	44	1.4	98	
令和7年2月	13,242	189,146	1,803	1,906	176	567	427	2,172	167	3	1.1	93	
3月	13,229	188,865	1,933	2,187	135	555	408	2,114	173	10	1.1	91	
4月	13,216	186,781	4,251	6,359	546	1,285	690	2,200	353	11	1.2	92	
5月	13,222	188,870	4,718	2,426	131	918	937	2,584	586	10	1.3	93	
6月	13,206	189,196	2,508	2,155	172	584	668	2,849	235	16	1.5	93	
7月	13,196	188,565	2,034	2,633	164	760	932	3,227	211	58	1.7	96	
8月	13,183	187,943	1,653	2,083	113	600	564	3,126	200	220	1.6	94	
9月	13,104	187,619	1,873	2,184	170	640	664	3,243	170	41	1.7	90	
10月	13,093	187,406	2,304	2,522	199	744	650	3,057	222	28	1.6	92	
11月	13,079	187,550	1,821	1,673	137	490	548	2,757	153	15	1.4	91	
12月	13,074	187,394	1,508	1,661	98	411	576	2,829	146	11	1.5	92	
令和8年1月	13,077	186,600	1,730	2,578	254	652	382	2,563	191	59	1.4	92	
2月	13,079	186,257	1,724	1,954	168	578	455 (2)	2,414 (2)	187 (2)	19	1.3	96	
増減比 (%)	前年同月	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 4.4	2.5	▲ 4.5	1.9	6.6	11.1	12.0	533.3	0.2	3.2
安 定 所 別	高 知	8,279	135,770	1,210	1,418	136	378	303	1,557	103	0	1.1	61
	須 崎	1,382	14,866	139	138	10	59	31	201	29	15	1.3	0
	四 万 十	1,503	14,797	183	147	6	63	56	303	31	4	2.0	0
	安 芸	823	7,781	68	61	8	24	26	152	4	0	1.9	0
	い の	1,092	13,043	124	190	8	54	37	199	18	0	1.5	35

※ 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能なため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

「ユースエール・もにす認定通知書交付式」を行いました

高知労働局（局長 菊池宏二）は、令和8年3月25日、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な企業として認定した、株式会社田邊建設（高岡郡四万十町）と障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者雇用優良中小事業主基準適合事業主（愛称「もにす」）として認定した、フソー化成株式会社（高岡郡日高村）の高知県内2社に対し認定通知書を交付しました。



株式会社田邊建設（ユースエール認定）



フソー化成株式会社（もにす認定）



事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和8年度の労災保険率等について

～令和7年度と同率です～

令和8年度の労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率は以下のとおりです（令和7年度と同率）。

1. 労災保険率

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02・03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石灰鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
製造業	37	その他の建設事業	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
運輸業	61	その他の製造業	6/1,000
	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	74	港湾荷役業	12/1,000
	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
船舶所有者の事業	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000



2. 労務費率

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のとおりです。

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	19%	
	33	舗装工事業	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
	37	その他の建設事業		23%

3. 第2種特別加入保険料率

フリーランス法の改正に伴い徴収則が改正され、特12に特定フリーランス事業が追加されました。

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000
特12	労災則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3/1,000
特13	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000
特14	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000
特15	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000
特19	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000
特20	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000
特21	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000
特22	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000
特23	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000
特24	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000
特25	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000
特26	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様**3/1,000**です。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから▶



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
 - ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスハラ防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスハラ内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑制のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスハラを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

用語の説明

一 般 = 「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。

常 用 = 雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

パートタイム = 「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。

なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇パートタイム」に分けられる。

新規求職申込件数 = 期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。

月間有効求職者数 = 「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

就 職 件 数 = 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。

⑨受給者の就職件数 = 受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

求 人 倍 率 = 求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。

$$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$

新 規 求 人 数 = 期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。

月間有効求人数 = 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

受 給 者 実 人 員 = 失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

季 節 調 整 値 = 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
(労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) を使用して行われている。)

高知労働局職業安定部のご案内

〒781-9548 高知市南金田1-39

職 業 安 定 課 電話 (088) 885-6051

需 給 調 整 事 業 室 〃

職 業 対 策 課 電話 (088) 885-6052

訓 練 課 電話 (088) 888-6600

〒781-8560 高知市大津乙2536-6 (ハローワーク高知3階)

高知労働局助成金センター 電話 (088) 878-5328

ハローワーク (公共職業安定所) のご案内

●ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6

電話 (088) 878-5320

・高知新卒応援ハローワーク 電話 (088) 878-5342

・附属機関 〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎1F

ハローワークジョブセンターほんまち

・職業紹介コーナー 電話 (088) 826-8870

・高知わかもの支援コーナー 〃

・附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F

ハローワーク高知若者相談コーナー 電話 (088) 802-2076

・香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10 電話 (0887) 53-4171

●ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3

電話 (0889) 42-2566

●ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12

電話 (0880) 34-1155

●ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4

電話 (0887) 34-2111

●ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1

電話 (088) 893-1225